

2011年11月9日 全15頁

法律・制度 Monthly Review 2011.10

 資本市場調査部制度調査課
 鳥毛 拓馬

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、金融安定理事会とバーゼル銀行監督委員会が、「グローバルにシステム上重要な銀行に対するより高い損失吸収力におけるマクロ経済影響度評価」と題する報告書を公表したこと（10日）、政府税制調査会が、「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」を決定したこと（11日）、欧州連合（EU）が加盟27カ国の首脳会合で、欧州銀行の資本増強の基準として、普通株と内部留保でつくる狭義の中核的自己資本比率を9%まで引き上げることに合意したこと（26日）、などが話題となった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○10月のLegal and Tax Report 一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
臨時増税より重い、住民税・手当減少・厚生年金	4
○レポート要約集	10
○10月の新聞・雑誌・記事等	13
○10月の大和総研ウェブサイトコラム	14

◇10月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
3日	会計基準の見直し、国内基準も停滞 ～ASBJがスケジュール表を削除～	吉井 一洋	会計	P. 19
5日	臨時増税より重い、住民税・手当減少・厚生年金 ～臨時増税、子ども手当、厚生年金保険料の引上げ等を考慮した7年分の試算～	是枝 俊悟	税制	P. 10
7日	法律・制度 Monthly Review 2011.9 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 10
13日	バーゼル委等、上乗せ資本規制の景気への影響を試算 ～GDPを0.34%引き下げるが、 金融危機回避によりGDP比2.5%分のメリットも～	金本 悠希	金融制度	P. 4
	金融庁、2012年度税制改正要望を公表 ～2014年から債券の譲渡所得を 申告分離課税方式に変更することを要望～	鳥毛 拓馬	税制	P. 8
14日	英国、最大で17%から20%の自己資本比率要求へ ～独立銀行委員会最終報告：リングフェンス 及び「UKフィニッシュ」の提案～	鈴木 利光	金融制度	P. 15
20日	各国のバーゼル規制実施の進捗状況 ～一部の先進国でバーゼル2.5の 2011年末までの施行が困難な可能性～	金本 悠希	金融制度	P. 8
25日	自己株取得に係る市場規制緩和の延長（11年10月）	横山 淳	金融商品 取引法	P. 2
	空売り規制強化、12年4月30日まで延長	横山 淳	金融商品 取引法	P. 3
	退職給付信託はIFRS上も年金資産 ～IASBのスタッフ等の見解をASBJが紹介～	吉井 一洋	企業年金	P. 4
28日	欧州銀行、資本増強でコアTier1比率9%以上へ ～欧州金融財政危機：一時的な自己資本比率の 引き上げを2012年6月末までに～	鈴木 利光	金融制度	P. 5

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	出来事
3日	◇日本監査役協会、「定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果―第12回インターネット・アンケート―」の集計結果を公表。 ◇日本監査役協会・会計委員会、「会計基準の国際化に伴う企業への影響と監査役の実務対応」(その3)を公表。
4日	◇公正取引委員会、「平成22年度公正取引委員会年次報告について」を公表。
5日	◇政府税制調査会、各省庁の平成24年度税制改正要望を公表。
6日	◇金融安定理事会、「金融上の連関性の把握：グローバルにシステム上重要な銀行に対する共通のデータテンプレート」と題する市中協議文書を公表。
7日	◇政府、「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」を閣議決定。
10日	◇金融安定理事会とバーゼル銀行監督委員会、「グローバルにシステム上重要な銀行に対するより高い損失吸収力におけるマクロ経済影響度評価」と題する報告書を公表。
11日	◇金融安定理事会、10月14-15日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に合わせて、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」と題する報告書を公表。 ◇政府税制調査会、「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」を決定。 ◇米国の金融規制当局(OCC、FRB、FDIC、SEC)は、共同でドッド・フランク法のボルカー・ルールに関する細目を定める新規則案を公表。 ◇国税庁、「平成22事務年度法人税等申告(課税)事績の概要(法人税、源泉所得税)」を公表。
13日	◇国税庁、「平成22事務年度の『相互協議の状況』について」を公表。
14日	◇厚生労働省、確定拠出年金法施行令等の改正案を公表。
17日	◇金融庁、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議を開催。
18日	◇日本経済団体連合会、「公正取引委員会審判制度の早期廃止を再び求める」を公表。 ◇日本証券業協会、「特定口座に係る調査報告書」を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、「バーゼルⅢ実施に向けた進捗状況に関する報告書」を公表。
20日	◇第179臨時国会が召集される。 ◇東京証券取引所、「平成22年度従業員持株会状況調査結果の概要について」を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、バーゼルⅢへのよくある質問(FAQ)への回答(2011年7月公表)についての更新を発表。 ◇証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会、「技術革新が市場の健全性・効率性に及ぼす影響により生じる規制上の課題」と題する最終報告書を公表。 ◇国税庁、「法人が『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』を適用した場合の税務処理について」を公表。 ◇国税庁、「平成22事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」を公表。
24日	◇金融庁、「空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について」を発表。 ◇企業会計基準委員会、「公開草案『IFRS第9号の強制発効日』へのコメント」、「公開草案『国際財務報告基準(IFRS)の改善』に対するコメント」を公表。
25日	◇バーゼル銀行監督委員会、バーゼル自己資本規制枠組み下の貿易金融の取扱いを発表。
26日	◇欧州連合(EU)、加盟27カ国の首脳会合で、欧州銀行の資本増強の基準として、普通株と内部留保でつくる狭義の中核的自己資本比率を9%まで引き上げることに合意。
28日	◇政府、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」(復興財源確保法案)を閣議決定し国会に提出。

◇今月のトピック 臨時増税より重い、住民税・手当減少・厚生年金 ～臨時増税、子ども手当、厚生年金保険料の引上げ等を考慮した7年分の試算～

図表1 民主党税制調査会の臨時増税案

	増税案	復興財源への充当額		復興財源への充当期間 (増税期間:基本10年)
		年額	総額	
所得税	税額を4%上げる(所得税付加税)(注1)	0.6兆円 (注1)	5.5兆円 (注1)	2013年～2022年の10年間 (注1)
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.14兆円	0.7兆円	2012年度～2016年度の5年間?
法人税	(2011年度税制改正を実施した上で) 法人税額に対して一定割合(10%)の付加税を課す	0.8兆円	2.4兆円	2012年度～2014年度の3年間
たばこ税	たばこ税を1本2円(国分・地方分の計)上げる	0.29兆円 (注3)	2.18兆円 (注3)	2012年10月～2022年9月の10年間 (注3)
個人住民税	均等割を1人あたり年500円、一律に上げる	0.05兆円	0.25兆円	2014年6月～2019年5月の5年間
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.05兆円	0.2兆円	2013年6月～2017年5月の4年間?
総計(復興増税の規模)			11.2兆円 (注1)	—

- (注1) 民主党としては、税外収入の2兆円の積み増しにより、復興増税の規模を2兆円減らし、9.2兆円とすることを目標に掲げた模様。復興増税の規模が縮小した場合、所得税付加税の税率下げまたは期間短縮が行われるものと考えられる。
- (注2) 2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しの実施時期等については、民主党税制調査会における結論が報道されていないが、政府税制調査会の考え方を踏襲したものと思われる。
- (注3) 増税期間は、国税分10年、地方税分は5年(2017年9月まで)。ただし、民主党内でもたばこ税の増税は「臨時」ではなく恒久化するとの見方も出ている(本文参照)。復興財源への充当額としては、地方税分は販売数量減少分を加味しないが、国税分は加味する。金額は政府税制調査会の国税・地方税の「案2」の金額を単純に足しあげたものである。
- (出所) 政府税制調査会資料、各種報道等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表2 子ども手当・児童手当の比較表

	旧児童手当	子ども手当	特別措置の 子ども手当(一部は案)	新児童手当(案)
時期	～2010年3月分まで	2010年4月分～ 2011年9月分	2011年10月分～ 2012年5月分	2012年6月分～
実際の 支給時期	毎年2・6・10月に前月分までの4ヵ月分を支給			
支給対象の児童 (子ども)	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
所得制限	所得制限あり (制限世帯には一切支給なし) 所得制限の目安: 年収860万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる)	所得制限なし		所得制限あり (制限世帯には何らかの措置?) 所得制限の目安: 年収960万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる?)
1人あたりの 支給額	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月0.5万円 (第3子以降は月1万円) 【所得制限になる世帯】 支給なし	一律月1.3万円	3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万 円) 中学生→月1万円	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円 【所得制限になる世帯】 今後検討
総支給額 (年間換算)	約1兆円	約2.7兆円(注)	約2.5兆円(注)	約2.2～約2.3兆円

(注) 手当の支給を同じ金額で1年間行ったらと仮定した場合(平年度)の総支給額である。

(出所) 法令、3党合意等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表3 児童手当・子ども手当と年少扶養控除のスケジュール

年 月	2009年			2010年			2011年				2012年			2013年		
	1	5	12	1	3	5	12	1	5	9	10	12	1	5	6	12
児童手当・ 子ども手当	旧児童手当			子ども手当			特別措置の 子ども手当				新児童手当					
所得税の 年少扶養控除	控除あり			控除あり			控除なし				控除なし(注)			控除なし(注)		
住民税の 年少扶養控除	控除あり	控除あり		控除あり		控除あり		控除あり				控除なし(注)			控除なし(注)	

(注)3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とある。

この表では、所得税・住民税の年少扶養控除の有無については現行法における予定を記載している。

(出所)法令、3党合意などをもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表4 厚生年金の保険料率（従業員負担分）

2008年10月～2009年9月	7.675%	2013年10月～2014年9月	8.560%
2009年10月～2010年9月	7.852%	2014年10月～2015年9月	8.737%
2010年10月～2011年9月	8.029%	2015年10月～2016年9月	8.914%
2011年10月～2012年9月	8.206%	2016年10月～2017年9月	9.091%
2012年10月～2013年9月	8.383%	2017年10月～	9.150%

(出所)法令をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表5 可処分所得の2011年比の変化の試算結果（上段：差額、下段：変化率）

差額(万円)		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
世帯 年収	400万円	-8.87	2.12	0.00	-9.74	-13.29	-13.93	-14.55	-15.15	-15.61	-15.70
	600万円	-3.26	6.03	0.00	-9.91	-14.09	-14.98	-15.83	-16.68	-17.31	-17.43
	800万円	5.69	14.37	0.00	-9.99	-15.15	-16.15	-17.16	-18.14	-18.88	-19.01
	1,000万円	-4.34	11.92	0.00	-24.16	-40.77	-42.00	-43.26	-44.50	-45.40	-45.56
	1,200万円	-1.67	13.34	0.00	-24.10	-42.11	-43.36	-44.60	-45.82	-46.74	-46.89
	1,500万円	6.95	21.88	0.00	-23.80	-44.42	-45.48	-46.52	-47.55	-48.32	-48.42
	2,000万円	9.99	22.46	0.00	-31.88	-60.11	-62.19	-63.24	-64.27	-65.04	-65.15
変化率(%)		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
世帯 年収	400万円	-2.48%	0.59%	0.00%	-2.72%	-3.71%	-3.89%	-4.06%	-4.23%	-4.36%	-4.38%
	600万円	-0.64%	1.19%	0.00%	-1.96%	-2.78%	-2.96%	-3.12%	-3.29%	-3.42%	-3.44%
	800万円	0.89%	2.24%	0.00%	-1.56%	-2.36%	-2.52%	-2.68%	-2.83%	-2.94%	-2.96%
	1,000万円	-0.57%	1.55%	0.00%	-3.15%	-5.31%	-5.47%	-5.64%	-5.80%	-5.92%	-5.94%
	1,200万円	-0.19%	1.49%	0.00%	-2.68%	-4.69%	-4.83%	-4.97%	-5.10%	-5.20%	-5.22%
	1,500万円	0.64%	2.02%	0.00%	-2.20%	-4.11%	-4.20%	-4.30%	-4.39%	-4.47%	-4.48%
	2,000万円	0.73%	1.65%	0.00%	-2.34%	-4.42%	-4.57%	-4.65%	-4.73%	-4.78%	-4.79%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表6 2013年における、2011年比の可処分所得の変化の要因分析(単位:万円)

		所得税の負担増 (付加税以外)	所得税の 付加税	厚生年金の 保険料増加	手当の 減少	住民税の 負担増	その他 (注)	合計
世帯 年収	400万円	0.07	-0.25	-1.41	-5.40	-6.24	-0.06	-13.29
	600万円	0.22	-0.64	-2.12	-5.40	-6.06	-0.09	-14.09
	800万円	0.59	-1.51	-2.83	-5.40	-5.88	-0.12	-15.15
	1,000万円	0.74	-2.72	-3.54	-29.40	-5.70	-0.15	-40.77
	1,200万円	0.90	-4.15	-3.70	-29.40	-5.58	-0.18	-42.11
	1,500万円	1.30	-6.98	-3.70	-29.40	-5.41	-0.23	-44.42
	2,000万円	-6.93	-13.18	-3.70	-29.40	-6.60	-0.30	-60.11

(注)協会けんぽ・介護保険の保険料率の引上げによる影響である。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表7 可処分所得の変化試算結果(年収400万円の世帯)単位:万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00
厚生年金保険料	30.93	31.64	32.35	33.05	33.76	34.47	35.18	35.89	36.44	36.60
協会けんぽ保険料	16.40	18.28	18.94	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00
介護保険料	2.39	2.89	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02
雇用保険料	1.74	2.26	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40
② 社会保険料合計	51.46	55.07	56.71	57.47	58.18	58.89	59.60	60.31	60.86	61.02
所得税額(付加税前)	2.88	2.70	6.41	6.38	6.34	6.31	6.27	6.23	6.21	6.20
所得税付加税(4%)					0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
③ 所得税額(付加税後)	2.88	2.70	6.41	6.38	6.59	6.56	6.52	6.48	6.46	6.45
④ 住民税額(均等割を含む)	8.34	8.32	8.09	11.70	14.33	14.29	14.24	14.17	14.10	14.04
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	349.32	360.31	358.19	348.45	344.90	344.26	343.64	343.04	342.58	342.49
2011年比%	-2.48%	0.59%	0.00%	-2.72%	-3.71%	-3.89%	-4.06%	-4.23%	-4.36%	-4.38%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表8 可処分所得の変化試算結果(年収600万円の世帯)単位:万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00
厚生年金保険料	46.40	47.46	48.52	49.58	50.64	51.71	52.77	53.83	54.66	54.90
協会けんぽ保険料	24.60	27.42	28.42	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50
介護保険料	3.59	4.34	4.52	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53
雇用保険料	2.61	3.39	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
② 社会保険料合計	77.20	82.61	85.06	86.21	87.27	88.34	89.40	90.46	91.29	91.53
所得税額(付加税前)	9.59	9.32	16.24	16.13	16.02	15.92	15.81	15.70	15.62	15.60
所得税付加税(4%)					0.64	0.64	0.63	0.63	0.62	0.62
③ 所得税額(付加税後)	9.59	9.32	16.24	16.13	16.66	16.56	16.44	16.33	16.24	16.22
④ 住民税額(暦年化)	21.79	21.76	21.42	24.89	27.48	27.40	27.31	27.21	27.10	27.00
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	503.42	512.71	506.68	496.77	492.59	491.70	490.85	490.00	489.37	489.25
2011年比%	-0.64%	1.19%	0.00%	-1.96%	-2.78%	-2.96%	-3.12%	-3.29%	-3.42%	-3.44%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 9 可処分所得の変化試算結果（年収 800 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00
厚生年金保険料	61.86	63.28	64.69	66.11	67.52	68.94	70.36	71.77	72.88	73.20
協会けんぽ保険料	32.80	36.56	37.89	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00
介護保険料	4.79	5.78	6.03	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04
雇用保険料	3.48	4.52	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80
② 社会保険料合計	102.93	110.14	113.41	114.95	116.36	117.78	119.20	120.61	121.72	122.04
所得税額(付加税前)	25.26	23.82	38.37	38.06	37.78	37.49	37.21	36.93	36.71	36.64
所得税付加税(4%)					1.51	1.50	1.49	1.48	1.47	1.47
③ 所得税額(付加税後)	25.26	23.82	38.37	38.06	39.29	38.99	38.70	38.41	38.18	38.11
④ 住民税額(暦年化)	36.64	36.59	36.14	39.50	42.02	41.90	41.78	41.64	41.50	41.38
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	647.17	655.85	641.48	631.49	626.33	625.33	624.32	623.34	622.60	622.47
2011年比%	0.89%	2.24%	0.00%	-1.56%	-2.36%	-2.52%	-2.68%	-2.83%	-2.94%	-2.96%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 10 可処分所得の変化試算結果（年収 1,000 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
厚生年金保険料	77.33	79.10	80.87	82.64	84.41	86.18	87.95	89.72	91.10	91.50
協会けんぽ保険料	41.00	45.70	47.36	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50
介護保険料	5.99	7.23	7.54	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55
雇用保険料	4.35	5.65	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
② 社会保険料合計	128.67	137.68	141.77	143.69	145.46	147.23	149.00	150.77	152.15	152.55
所得税額(付加税前)	56.12	54.31	68.70	68.31	67.96	67.60	67.25	66.90	66.62	66.54
所得税付加税(4%)					2.72	2.70	2.69	2.68	2.66	2.66
③ 所得税額(付加税後)	56.12	54.31	68.70	68.31	70.68	70.30	69.94	69.58	69.28	69.20
④ 住民税額(暦年化)	52.08	52.02	51.46	54.69	57.16	57.00	56.85	56.68	56.50	56.34
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	763.13	779.39	767.47	743.31	726.70	725.47	724.21	722.97	722.07	721.91
2011年比%	-0.57%	1.55%	0.00%	-3.15%	-5.31%	-5.47%	-5.64%	-5.80%	-5.92%	-5.94%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 11 可処分所得の変化試算結果（年収 1,200 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	49.20	54.84	56.83	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00
介護保険料	7.18	8.67	9.05	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06
雇用保険料	5.22	6.78	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20
② 社会保険料合計	142.33	152.87	157.50	159.53	161.38	163.23	165.07	166.92	168.37	168.79
所得税額(付加税前)	91.38	89.28	104.65	104.18	103.75	103.33	102.90	102.48	102.14	102.05
所得税付加税(4%)					4.15	4.13	4.12	4.10	4.09	4.08
③ 所得税額(付加税後)	91.38	89.28	104.65	104.18	107.90	107.46	107.02	106.58	106.23	106.13
④ 住民税額(暦年化)	69.71	69.66	69.00	72.14	74.58	74.42	74.26	74.07	73.89	73.72
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	896.58	911.59	898.25	874.15	856.14	854.89	853.65	852.43	851.51	851.36
2011年比%	-0.19%	1.49%	0.00%	-2.68%	-4.69%	-4.83%	-4.97%	-5.10%	-5.20%	-5.22%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 12 可処分所得の変化試算結果（年収 1,500 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	61.50	68.55	71.04	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25
介護保険料	8.98	10.84	11.31	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33
雇用保険料	6.53	8.48	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
② 社会保険料合計	157.74	170.45	175.77	177.85	179.70	181.55	183.39	185.24	186.69	187.11
所得税額(付加税前)	156.69	152.49	175.82	175.13	174.52	173.91	173.30	172.69	172.21	172.07
所得税付加税(4%)					6.98	6.96	6.93	6.91	6.89	6.88
③ 所得税額(付加税後)	156.69	152.49	175.82	175.13	181.50	180.87	180.23	179.60	179.10	178.95
④ 住民税額(暦年化)	96.65	96.61	95.84	98.85	101.25	101.09	100.93	100.74	100.56	100.39
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	1,088.9	1,103.9	1,082.0	1,058.2	1,037.6	1,036.5	1,035.5	1,034.4	1,033.7	1,033.6
2011年比%	0.64%	2.02%	0.00%	-2.20%	-4.11%	-4.20%	-4.30%	-4.39%	-4.47%	-4.48%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 13 可処分所得の変化試算結果（年収 2,000 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年取	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	82.00	91.41	94.72	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00
介護保険料	11.97	14.46	15.08	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10
雇用保険料	8.70	11.30	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
② 社会保険料合計	183.40	199.75	206.22	208.37	210.22	212.07	213.91	215.76	217.21	217.63
所得税額(付加税前)	304.97	299.57	322.52	330.06	329.45	328.84	328.23	327.62	327.14	327.00
所得税付加税(4%)					13.18	13.15	13.13	13.10	13.09	13.08
③ 所得税額(付加税後)	304.97	299.57	322.52	330.06	342.63	341.99	341.36	340.72	340.23	340.08
④ 住民税額(暦年化)	141.54	141.52	140.56	143.35	147.16	148.03	147.87	147.69	147.50	147.34
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	1,370.1	1,382.6	1,360.1	1,328.2	1,300.0	1,297.9	1,296.9	1,295.8	1,295.1	1,295.0
2011年比%	0.73%	1.65%	0.00%	-2.34%	-4.42%	-4.57%	-4.65%	-4.73%	-4.78%	-4.79%

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

◇レポート要約集

【3日】

会計基準の見直し、国内基準も停滞 ～ASBJがスケジュール表を削除～

- ①2011年6月21日自見金融担当大臣は、「IFRS適用に関する検討について」と題する文書（以下「談話文書」）で、下記のとおりIFRS導入先送りの方針を発表した。
 - ◇IFRSのわが国の上場企業への適用について、少なくとも2015年3月期からの強制適用は考えていない。
 - ◇仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間を設定する。
 - ◇2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃する。
- ②さらに、6月30日に開催された企業会計審議会の大任の冒頭の挨拶では、ASBJ（企業会計基準委員会）におけるIFRSとのコンバージェンスの議論についても企業会計審議会が方向性を決めた上でASBJで検討すべきとの考えを示した。
- ③これを受け、ASBJにおけるわが国会計基準の審議は、実質的に停止しており、2010年12月に掲載したスケジュール表もHPから削除されている。
- ④少なくともIFRSとのコンバージェンスに向けたわが国会計基準の見直しの議論については、ASBJでの議論の実質的な再開と新たなスケジュール表の公表が可能となるよう、当局の早急な対応が望まれるところである。

【5日】

臨時増税より重い、住民税・手当減少・厚生年金 ～臨時増税、子ども手当、厚生年金保険料の引上げ等を考慮した7年分の試算～

- ①政府・与党内で、復興のための臨時増税案が決定された。個人については、主に、所得税額に4%を加算する「所得税付加税」を導入すること（2013年1月から10年間）、住民税の均等割に年間500円加算すること（2014年6月から5年間）などが含まれている。
- ②また、政府税制調査会は、2011年度税制改正法案に含まれていたが未だ成立していない所得控除等の見直しについても2012年1月から実施し、復興財源に充てるものとしている。
- ③本稿では、これらの税制改正のほか、3党合意に基づく子ども手当（児童手当）の見直し、既に法定されている厚生年金保険料の引上げなどを考慮し、夫婦子ども2人のモデル世帯（年収は200万円～2,000万円の7ケースを想定）において、2012年以後7年間の家計の可処分所得がどのように変化するか試算を行った。
- ④試算の結果、全てのケースで、付加税の実施は今後の可処分所得の変動の最大の原因ではないことがわかった。付加税も家計の可処分所得を減らす原因となっているが、2013年と2011年を比較すると、可処分所得減少の最大の要因は、年収400～800万円の世帯では、住民税の年少扶養控除廃止による負担増、年収1,000万円～2,000万円の世帯では、新児童手当の所得制限による手当の減少である。
- ⑤また、厚生年金は毎年保険料率を引上げられることが法定されており、年収400～1,000万円の世帯においては、所得税の付加税よりも2年分の保険料率引上げの方が影響が大きかった。

【7日】

法律・制度 Monthly Review 2011.9 ～法律・制度の新しい動き～

- ①2011年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

- ②9月には、民主党税制調査会が、東日本大震災復興財源としての税制措置を決定したこと（27日）、バーゼル銀行監督委員会が、グローバルにシステム上重要な銀行に対する上乗せの資本規制の最終案に合意した旨のプレスリリースを公表したこと（28日）などが話題となった。
- ③資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

【13日】

バーゼル委等、上乗せ資本規制の景気への影響を試算

～GDPを0.34%引き下げるが、金融危機回避によりGDP比2.5%分のメリットも～

- ①2011年10月10日、バーゼル銀行監督委員会と金融安定理事会によって設立された「マクロ経済評価グループ」は、グローバルにシステム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制が世界経済に与える影響の試算結果を公表した。
- ②試算結果では、上乗せ資本規制は経済成長をわずかに低下させるものの、それを大きく上回る、金融危機を回避するというメリットが得られるとされている。具体的には、上乗せ資本規制は、バーゼルⅢの影響と合計で、GDPをベースラインから0.34%引き下げるとしている。同時に、資本規制が銀行の健全性を増すことによって金融危機が発生する確率が低下するというメリットの大きさも試算し、それをGDPの2.5%相当と試算している。

金融庁、2012年度税制改正要望を公表

～2014年から債券の譲渡所得を申告分離課税方式に変更することを要望～

- ①金融庁は、2011年9月30日に、「平成24年度税制改正要望項目」（以下、要望）をとりまとめ、公表した。例年8月末に公表されているものであるが、本年は震災等の対応で、通常国会が延長されたこともあり、1ヶ月遅れて要望が公表された。
- ②金融庁の主な要望としては、海外投資家に対する日本版レベニュー債の非課税債券化、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、日本版ISAの利便性向上・事務手続の簡素化などが挙げられている。
- ③要望をもとに政府税制調査会・民主党税制調査会で議論が行われ、2011年12月に2012年度の税制改正大綱が公表される予定となっている。

【14日】

英国、最大で17%から20%の自己資本比率要求へ

～独立銀行委員会最終報告：リングフェンス及び「UKフィニッシュ」の提案～

- ①2011年9月12日、英国の独立銀行委員会（ICB）は、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告を公表している。
- ②最終報告は、中間報告で提示された、UKリテール・バンキングのリングフェンス及び損失吸収力の強化の方向性を維持しつつ、それらをより詳細に提示した内容となっている。
- ③リングフェンスされた銀行（リングフェンス銀行）は、個人及びSMEからの預金預入を行う必要がある一方で、インベストメント・バンキングやEEA外の顧客向けのサービスを行ってはならない。それ以外の、大手法人顧客向けのサービスは、リングフェンス銀行ごとに、その実行の有無を選択することができる。
- ④ユニバーサル・バンクにおけるリングフェンスは、リングフェンス銀行をグループ子会社とすることで足りる「グループ内分離」である。ただし、リングフェンス銀行は、単体ベースで自己資本規制を遵守する必要がある。
- ⑤大手リングフェンス銀行に対しては、最大で10%以上の普通株資本の維持を要求する（対リスク・アセット）。

- ⑥監督当局は、UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び大手リングフェンス銀行に対し、最大で 3% の破綻処理バッファを賦課することができる（対リスク・アセット）。
- ⑦結果として、UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び大手リングフェンス銀行に対しては、最大で 17% から 20% 以上の自己資本比率の維持を要求する（対リスク・アセット）。その場合の自己資本比率の内訳には、ベイルイン・ボンドが含まれる。
- ⑧こうした自己資本比率規制は、バーゼルⅢ（及び G-SIBs サーチージ）の要求を上回るものであり、かつ、リングフェンスの提案ともあいまって、「UK フィニッシュ」とでも呼べるような、独自の様相を呈している。
- ⑨ICB は、最終報告で提案したリングフェンス及び損失吸収力の強化の施行時期を、バーゼルⅢに合わせて、2019 年 1 月と提示している。オズボーン財務相は、これを受けて、現政権の任期が満了する 2015 年 5 月までに最終報告の提案を法制化する旨述べている。

【20 日】

各国のバーゼル規制実施の進捗状況

～一部の先進国でバーゼル 2.5 の 2011 年末までの施行が困難な可能性～

- ①2011 年 10 月 18 日、バーゼル銀行監督委員会は同委員会メンバー国（28 カ国・地域）の、バーゼルⅡ・バーゼル 2.5・バーゼルⅢの実施状況（2011 年 9 月末時点）をまとめた報告書を公表した。本報告書は、メンバー国におけるバーゼル規制の実施状況を監視・検証する枠組みの一部であり、今後、各国の規制が国際的な最低水準と一貫しているかの検証、及びリスク・アセットの計測手法の検証もなされる予定である。
- ②本報告書によると、バーゼルⅡ（バーゼル委で 2006 年末の施行に合意）はほとんどの先進国は実施済みだが、アメリカは依然施行期間中であることが注目される。バーゼル 2.5（バーゼル委で 2011 年末までの施行に合意）は、多くの先進国は期限までに施行できる模様だが、一部の欧州先進国では最終的な規制が固まっていない模様であり、アメリカはドッド＝フランク法との調整が必要とされ、期限までに施行することは難しいのではないかと考えられる。
- ③バーゼルⅢ（バーゼル委で 2013 年 1 月 1 日からの施行に合意）は、施行までまだ時間の余裕があり、多くの国で規制案が未公表である。なお、我が国は最終規則を 2012 年 3 月末までに公表し、2013 年 3 月末から実施予定とされている。

【25 日】

自己株取得に係る市場規制緩和の延長（11 年 10 月）

- ①現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2011 年 10 月 31 日まで緩和されている。
- ②それをさらに 2012 年 4 月 30 日まで延長する方針が、10 月 24 日、金融庁から公表された。
- ③なお、緩和の内容は、(1) 1 日の買付数量の上限を、直近 4 週間の 1 日平均売買高の 25% から 100% に引き上げ、(2) 引け前 30 分間の買付けを可能とするというものである。

空売り規制強化、12 年 4 月 30 日まで延長

- ①2008 年秋に一連の空売り規制強化が実施された。そのうち、Naked Short Selling の受託禁止や空売りの残高情報（ポジション情報）の報告義務などについては、実質的に時限措置とされている。その期限は、数回の延長を経て、2011 年 10 月 31 日までとされている。
- ②2011 年 10 月 24 日、金融庁は、これらの措置を 2012 年 4 月 30 日まで延長する方針を発表した。その結果、空売り規制強化措置は、更に 6 ヶ月間延長されることとなる。

**退職給付信託は IFRS 上も年金資産
～IASBのスタッフ等の見解をASBJが紹介～**

- ①ASBJ（企業会計基準委員会）は、季刊誌で、退職給付信託について、国際会計基準（IAS第19号「従業員給付」）において、年金資産として取り扱われるというIASB（国際会計基準審議会）のディレクター及びスタッフの見解を紹介した。
- ②季刊誌は、ASBJの会員企業に配布されている。

【28日】

**欧州銀行、資本増強でコアTier1比率9%以上へ
～欧州金融財政危機：一時的な自己資本比率の引き上げを2012年6月末までに～**

- ①2011年10月26日、昨今の欧州金融財政危機に対する包括的な対応策を決定すべく、EU27カ国首脳会合及びユーロ圏17カ国首脳会合が開催された。
- ②両会合の主な目的は、①ギリシャ支援策、②EFSFの機能拡充、③欧州銀行の資本増強という3つのアジェンダ（すべてが有機的に関連している）について、大枠で合意することである。
- ③本稿のテーマである、③欧州銀行の資本増強は、対象行70行につき、2012年6月30日までに、自己資本比率を「一時的に」、ソブリン債のエクスポージャーを2011年9月30日時点の時価評価に基づいて織り込んだ（減損した）上で、コアTier1比率を9%まで引き上げることに合意している。
- ④自己資本比率の引き上げの方法は、民間による資本増強、公的資本注入（加盟国単位）、EFSFの活用 の順に検討することとしている（未達成期間の配当・ボーナス制限あり）。
- ⑤「コアTier1」の定義は、バーゼルⅢにおけるそれではなく、2011年7月のEUストレステストにおけるそれと概ね同一のものとしている。
- ⑥民間による資本増強の方法としては、「増資」とは呼べない）資産売却（すなわち、自己資本比率の算出における分母の縮小）によることも認められる。ただし、銀行は、民間による資本増強の方法につき、管轄の規制当局の承認を得なければならない。
- ⑦最終的な資本不足額は、2011年9月30日時点の統計を基に、2011年11月半ばに公表される予定である。それに基づく各行の対応（民間による資本増強が可能か、それとも公的資金注入やEFSFの活用が必要か）を注視することで、今回の欧州銀行資本増強プログラムの実施状況が見えてくるだろう。

◇10月の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	執筆者
時事通信社 401(k)情報 (2011年10月4日)	「国際的な地位低下に懸念＝IFRS導入議論の 停滞で-大和総研レポート-」	吉井 一洋
日経新聞 朝刊 (2011年10月6日付4面)	2012年度税制改正に関するコメントを引用	吉井 一洋
日経新聞 朝刊 (2011年10月14日付15面)	決算短信の業績予想の開示多様化 に関するコメント引用	吉井 一洋
Financial Adviser (2011年11月号)	金融・証券税制の2011年度改正点	鳥毛 拓馬
時事通信社 401(k)情報 (2011年10月6日)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
TBS ニュースサイト (2011年10月6日)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
朝日新聞 朝刊 (2011年10月7日付6面)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (2011年10月9日付19面)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
時事通信社 401(k)情報 (2011年10月12日)	「学生時代に免除された国民年金保険料 を追納すべきか」	是枝 俊悟
毎日新聞 朝刊 (2011年10月14日付2面)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
静岡新聞 朝刊 (2011年10月16日付5面)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
日刊工業新聞 (2011年10月17日付)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
フジサンケイビジネスアイ (2011年10月18日付)	「復興増税等の家計への影響」	是枝 俊悟
プレジデント (2011年11月14日号)	「今後の税・社会保険料の予測」	是枝 俊悟

◇10月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
11日	学生時代に免除された国民年金保険料を追納すべきか	是枝 俊悟
21日	償還期間 10年か 15年かよりも検討すべきこと	是枝 俊悟
31日	業績予想開示のあり方	鳥毛 拓馬